明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務九四）　一
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（同九五）　三
○無線設備規則の一部を改正する省令（同九六）　五
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同九七）　六
〔告　示〕
○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（総務四六三）
○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件（同四六四）
○船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件（同四六五）
○船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四六六）
○自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及びその自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四六七）
○認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件（同四六八）
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同四六九）
○デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四七〇）
○小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（同四七一）　八
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
押収物還付関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
平成二十事業年度独立行政法人水資源機構財務諸表、特定計量器型式承認関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

省令

○総務省令第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十九条第七項、第七十三条第一項及び第百四条の三第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の六第一号を次のように改める。

一　無線電話、遭難自動通報設備、レーダーその他の小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置する船舶局（国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。以下「特定船舶局」という。）

第四十一条の二の六中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　船舶局（F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置するものに限る。）

第五十一条の十五第二項の表三の四の項中「及び法第二十七条の三十二」を「、法第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第五号中「第四十一条の二関係」を「第四十一条の四関係」に改め、同表十(2)中「船舶安全法」の下に「（昭和八年法律第十一号）」を加え、同十(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同(3)を同十(4)とし、同十(2)の次に次のように加える。

(3)　特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの　五年

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣　原口　一博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表六の項中「空中線電力五ワット以下の無線電話を使用する船舶局であつて、総務大臣が別に告示するもの（以下「特定船舶局」という。）」を「特定船舶局（施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。以下同じ。）」に改める。